

## 65歳以上の雇用保険被保険者の保険料免除措置が令和2年3月末で終了します


・平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の雇用保険被保険者だけでなく、平成28年12月末までに雇用していた65歳以上の被保険者についてもその後も継続して雇用している65歳以上の方についても給与から保険料の徴収は続けます。

・生涯現役時代を迎え高齢者の就業率は年々高まっています。29/1/1以降に65歳以上の人、を雇用した場合だけでなく、28/12/31までに雇用した65歳以上の人についても、週所定労働時間が20時間以上であり31日以上雇用する見込みであれば原則適用の対象となり保険料を徴収することになります。



世界らん展 2020 東京ドームで観てきました (2/14~2/21)

- 雇用保険の適用拡大について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>
- 人生100年時代構想  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207430.html>



**アクセス** **×** **有楽町線・副都心線** **成増駅**1分 出口4番  
すぐ目の前 (1階ミッド)

**東武東上線** **成増駅南口**3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面  
特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =